

府中市立住吉小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童はいじめを行ってはならない。

本校からいじめを無くし、全ての児童が安心して楽しく学校生活を送ることができるようにするために、「府中市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題への行動指針を明確にすることを目的とし、府中市立住吉小学校いじめ防止基本方針を策定する。

2 いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進方針」より）

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめはどの学校でも起こり得るという認識の下、学校は日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組む。

（1）いじめを生まない、許さない学校づくり

児童がいじめについてよく考え、理解が深まるよう、道徳の授業や、児童会等による主体的な取り組みなどを通じて、いじめは絶対に許されないものである、という児童の自覚を促す。

（2）児童をいじめから守ること

いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、当該児童が安心して学校生活を送ることができるよう組織的に守り抜く取り組みを徹底する。

（3）児童のいじめ解決に向けた行動の促進

学校は、周囲の児童がいじめについて知っていても、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えている可能性に配慮し、教員、保護者等に伝えた児童を守り抜くとともに、児童による主体的な取り組みを支援する。

（4）教員の指導力の向上と組織的対応

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏

な感覚と的確な指導力を高めます。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取り組みにより解決を図ります。

(5) 保護者、地域及び関係機関と連携した取り組み

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題に向けて取り組む必要がある。

4 学校における取組

(1) いじめ防止対策委員会の設置

- ・校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、生活指導副主任、養護教諭、関係職員で構成し、基本的に月1回程度の他、随時開催する。
- ・いじめの実態の把握と対応について検討する。
- ・いじめ防止の教員研修の企画、実施。

(2) いじめ防止等に関する取り組み

ア、未然防止

次の取組により、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成を図る。

- (ア) いじめに関する研修（年3回）の実施
- (イ) いじめに関する授業（年3回）の実施
- (ウ) 道徳教育や人権教育の充実
- (エ) 校内巡回による児童の観察
- (オ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるようにセーフティ教室等で児童・保護者に対し、必要な啓発活動の実施
- (カ) 児童会によるいじめ防止に向けた主体的な活動

イ、早期発見

日頃から全ての教職員が、児童の小さな機微に感覚を研ぎ澄ませて変化を見逃さず、その変化に気づく目を養う。気付いた情報を確実に共有し速やかな対応を行う。

- (ア) 年3回のふれあい月間の充実とともにアンケート調査の実施
- (イ) 学校だよりや保護者会、個人面談等がいじめ防止の啓発や情報収集
- (ウ) スクールカウンセラーによる第5学年全員の面接実施
- (エ) 学童クラブ、放課後子供教室等との連携
- (オ) スクールコミュニティー協議会等地域との連携による情報収集
- (カ) 心の天気予報のアンケート実施

ウ、早期対応

いじめの相談を受けたり、いじめを発見したり、いじめの兆候がみられるなどの時は、速やかに管理職や生活指導主任に報告する。

いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議し、早期解決を図る。

- (ア) いじめの被害者児童及び保護者への対応
- (イ) いじめの加害者児童及び保護者への対応
- (ウ) スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの活用
- (エ) いじめを繰り返さないための指導（学級、全校児童）
- (オ) 必要に応じて関係諸機関との連携

エ、重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合やいじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には、重大事態として対処する

- (ア) いじめの被害児童の安全確保
- (イ) いじめの被害児童が落ち着いて教育を受けられる生活環境の確保
- (ウ) 子ども家庭支援センターみらいや児童相談所等の関係機関や専門家等との相談・連携
- (エ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- (オ) 重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査の教育委員会等への報告
- (カ) 重大事態発生についての実施および学校の設置者が行う調査への協力と調査結果についての再調査への協力

オ、評価

住吉小いじめ防止基本方針は、年度当初職員会議で全教員が確認し、年度計画に基づき、組織的に実行する。また、府中市いじめ調査やふれあい月間の調査、保護者の学校評価アンケート等を活用しながら、いじめ防止の取組についての評価を実施し、次年度の取組内容や住吉小いじめ防止基本方針に盛り込むべき内容について検討を重ねていく。

※ 対応の流れ

